

意思表示の解釈と錯誤のあてはめ（表示の錯誤・95条1項1号）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法 論文 / 動画: <https://youtu.be/doQj-l4UQDM>

ゼロから民法 論文／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

「錯誤とは何か」「取消しの3要件」は理解回・別動画で済んでいます。このノートはその先——実際の事例で要件を一つずつ当てはめ、取り消せるかの結論を出すところを実演します。題材は表示の錯誤（95条1項1号）の基本形で、受験生が一番つまづく③重過失のあてはめを厚く扱います。あわせて土台として意思表示の構造（動機→効果意思→表示行為）と瑕疵の全体像（その中での錯誤の位置づけ）を最初に、取消しが認められた場合の効果（遡及的無効・原状回復）と発展として動機

の錯誤（95条1項2号・2項）を最後に扱います。残る大きな論点＝第三者保護（95条4項）は射程外で、詐欺（96条3項）とセットの別の論文回で実演します。

出発点はこの一文——「表示は、客観的な意味で読まれる。だから打ち間違いは、まず錯誤の問題になる。」表示と内心がズレても、いきなり「無効」にはならない。まず契約は成立し（問1）、救済は錯誤（95条）へ一本化する（問2）。この切り分けが答案の出だしです。

事例〔主役事例〕

主役事例 コーヒー豆 1袋のつもりが10袋 誤発注

発注者 A（カフェ準備中）

- ・本意は1袋（2kg）・5,000円
- ・数量欄「1」を「10」と誤入力
- ・気づかずそのまま送信

① 「10袋」と誤発注（表示）

相手方 B（卸売業者）

- ・注文を承諾
- ・10袋（20kg）・50,000円を請求
- ・打ち間違いを知らない（善意）

② 承諾 → 5万円を請求

問い：①10袋で契約は成立するか（解釈）／②錯誤で取消し可か（95条）／③発展＝動機の錯誤

今日の一文：「表示は、客観的な意味で読まれる。だから打ち間違いは、まず“錯誤”の問題になる。」

カフェ開業準備中のAは、卸売業者Bの発注フォームで業務用コーヒー豆を仕入れようとした。本当は1袋（2キロ・5千円）を頼むつもりだったが、数量欄に「1」と入れるつもりが隣のキーに触れて「10」と打ち、気づかないまま送信した。Bはこれを承諾し、10袋・5万円を請求している。Aは「1袋のつもりだ

った」として取り消したい。なおBは打ち間違いを知らない通常の業者である。

問い：Aは、Bの5万円の代金請求に対し、契約の不成立または錯誤（95条1項1号）による取消しを主張できるか。

表示は10袋、内心は1袋。ズれているので問いは二段になる——問1：そもそも10袋で契約が成立するのか（意思表示の解釈）。問2：成立しても錯誤で取り消せるのか（95条）。

意思表示の構造〔動機→効果意思→表示行為〕

意思表示の構造 1つの意思表示は、三段でできている

① 動機

なぜそれを望むか＝理由
例：カフェで使う豆が要る
※法律行為の「外」にある



② 効果意思

「1袋を買う」という
法律効果を欲する内心の意思



③ 表示行為

その意思を外部に表す行為
例：「1」と入力して送信

原則＝効果意思と表示行為が一致して完成。ズれば意思表示の瑕疵になる

※今回は②と③がズれた＝表示の錯誤（1号）／①動機がズれると動機の錯誤（2号）

本題の前に土台を一つ。意思表示は三段でできている——①動機（なぜ望むか＝理由。本件なら「カフェで使う豆が要る」）→②効果意思（「1袋を買う」という、法律効果を欲する内心の意思）→③表示行為（その意思を外に表す行為。フォームに「1」と入力して送信する）。原則、②効果意思と③表示行為が一致して意思表示は過不足なく完成する。今日の事

件はここがズれた話——「1袋」のつもりが「10袋」と出た。どこがズれたかで扱いが変わる（②と③のズレ＝表示の錯誤〔1号〕／①動機がズれる＝動機の錯誤〔2号〕）ので、構造を先に押さえる。

意思表示の瑕疵〔その中での錯誤の位置づけ〕

意思表示の瑕疵の全体像 | 今回は「錯誤」(95条)による取消し

■ ① 意思の不存在 = 効果意思と表示行為が食い違う

- 心裡留保 (93条) = 表意者がわざと (食い違いを知っている)
- 虚偽表示 (94条) = 相手方と通じてウソの表示をする
- 錯誤 (95条) = 気づかずにズレた ← 今回はここ

■ ② 瑕疵ある意思表示 = 意思はあるがその形成がゆがむ

- 詐欺・強迫 (96条) = だまされ/おどされて表示した

| 今回の問い = 錯誤 (95条) を理由とする取消しの可否

そのズレや欠陥をまとめて意思表示の瑕疵と呼ぶ。大きく二系統ある——

- ①意思の不存在 (効果意思と表示行為が食い違う型): わざと = 心裡留保 (93条) / 相手と通じたウソ = 虚偽表示 (94条) / 気づかずにズレた = 錯誤 (95条)。
- ②瑕疵ある意思表示 (意思はあるが、その形成がゆがめられた型): だまされた詐欺・おどされた強迫 (96条)。

本件のAは自分で打ち間違えただけ (だまされてはいない)。だから今回の問いは、この地図の中の「錯誤、95条による取消しの可否」——全体のどこを争うのかを最初に位置づける。

問1 意思表示の解釈 [表示行為の客観的解釈]

条文 民法555条 (売買) ・ 522条1項 (契約の成立)

第555条 (売買)

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第522条第1項 (契約の成立)

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示 (以下「申込み」という。) に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

答案の出だし = 請求の根拠から確かめる

Bの5万円請求の正体 = 売買の代金債権 (555条)

契約は申込み + 承諾で成立 (522条1項) → まず問1「何の契約が成立したか」を決める

答案はいきなり95条から書かない。まずBの請求の正体を確認する。Bの「5万円払え」は売買契約の代金債権（555条）であり、契約

は申込みと承諾で成立する（522条1項）。承諾された「10袋」の注文を、表示と内心のどちらで読むかが問1。

表示と内心のズレは表示行為の客観的解釈で決する（共通の内心は別）

- **規範**：表示と内心が食い違うとき、意思表示の内容は、原則として表意者の内心とは無関係に、**表示行為の客観的な解釈**によって決する。内心で決すると相手方の信頼を害し、誤って表示した表意者はその不利益を甘受すべきだからである。**ただし、両当事者がそれと異なる共通の内心の意思を有していた場合は別**（その共通の意思で決する＝自然的解釈）。
- **あてはめ**：フォームの「10袋」は客観的には10袋・5万円の申込みとしか読めず、B

もそう信頼している。これと異なる内心を有していたのはAのみで、Bは共通の内心を有しないから、但書には当たらない。

- **結論**：契約内容は10袋・5万円に確定し、A B間に売買契約が成立する。効果意思を欠く表示も**原則有効**であり、Aの救済はこの後の95条・**錯誤**に一本化される。

条文を引く＋規範を立てる〔95条・錯誤の3要件〕

条文 民法95条（錯誤）

第1項

意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消す**ことができる。

- 一 **意思表示に対応する意思を欠く錯誤**（＝表示の錯誤・今日の本筋）
- 二 表意者が法律行為の**基礎とした事情**についてのその認識が**真実**に反する**錯誤**（＝動機の錯誤）

第2項

前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の**基礎とされている**ことが**表示**されていたときに限り、することができる。

第3項

錯誤が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しを**することができない**。

- 一 相手方が表意者に**錯誤がある**ことを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたとき。

※ 第2項は**2号（動機の錯誤）**の追加要件。本件は**1号**なので2項は不要。

条文をそのまま引く。**95条1項**——「意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消す**ことができる。」**1号**＝「**意思表示に対応する意思を欠く錯誤**」（＝表示の**錯誤**）。**2号（動機の錯誤）**は別回。**3項**——「**錯**

誤が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、……**取消し**を**することができない**。」例外は1号「**相手方が……錯誤がある**ことを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき」、2号「**相手方が表意者と同一の錯誤**に陥っていたとき」。

★ コア規範（逐語は太字だけ）

表示の錯誤（95条1項1号）で取り消せるのは、①意思表示に対応する**意思を欠く錯誤**があり、②それが**重要＝主観的因果性**（その錯誤がなければ表意者はしなかった）＋**客観的重要性**（通常人もしなかった）で、③表意者に**重大な過失**がないとき。③重過失があっても、相手方の悪意・重過失／**共通錯誤**なら、なお取り消せる。

→ 復元キー：表示は表示行為の客観的解釈で読む → ズれた表示は95条で救う → 相手方の信頼保護で「重要」と「重過失なし」に絞る。号・項・例外2つは条文を引くだけ（暗記不要）。

表示の錯誤（95条1項1号）で取り消せるのは、①**意思表示に対応する意思を欠く錯誤**があり、②**その錯誤が重要**（＝その錯誤がなければ表意者はしなかった〔**主観的因果性**〕、かつ通常人もしなかった〔**客観的重要性**〕）で、③**表意者に重大な過失がない**とき。③は消極要件で、重過失があれば原則取り消せない。ただし相手方の悪意・重過失、または**共通錯誤**のときはなお取り消

せる（3項各号）。重過失の証明責任は相手方。

逐語で覚えるのは赤い言葉——**重要／主観的因果性／客観的重要性／重大な過失／共通錯誤**——だけ。残りは条文と趣旨から戻せます。

あてはめ① 錯誤の存在

本件のあてはめ ①錯誤の存在 / ②重要性

① 錯誤の存在

- 事実：1袋のつもりで「**10袋**」と表示し、ズレに**気づいていない**
- 評価：表示に対応する**効果意思を欠く**まま表示した → 95条1項1号の表示の**錯誤**（①〇）

② 重要性

- 事実：1袋5,000円が**10袋50,000円＝10倍**（数量・代金は売買の基本部分）
 - 評価：錯誤がなければAは発注せず（**主観的因果性**）／通常人も10倍では発注せず（**客観的重要性**）
- **法律行為の目的・取引通念に照らし重要**（②〇）

あてはめの型は「生の事実を拾う → その事実を評価する（意味づけする） → 要件に当てはまる」。ここでの「評価」は規範のことばを写すことではなく、拾った事実が要件にとってどんな意味を持つかを言うこと（例：刃渡り15cmのナイフ→殺傷力が高い→「必要最小限度の防衛」とはいえない）。よくある失敗は、事実を書いて終わり（評価が抜ける）です。

- **事実**：Aは1袋を頼むつもりで「10袋」と表示し、その食い違いに気づいていない。
- **評価**：表示に対応する効果意思（1袋でよい）を欠き、それを知らずに表示している。95条1項1号の**表示の錯誤**にあたる。
- **結論**：①〇。

文章で書くと——Aには意思表示（10袋・5万円で購入するという意思表示）に対応する効果意思が欠けており（「意思表示に対応する意思を欠く」）、そのことをAが知らないで意思表示をしているため（「錯誤」）、95条1項1号の**錯誤**が存在する。本件は1号の**錯誤**（表示の**錯誤**）であるから、95条2項の「表示」要件は不要である。

※2項の「表示」要件は2号（**動機の錯誤**）の話。本件は1号だから2項の要件は不要です。

あてはめ② 重要性

- **事実**：ズレているのは数量と代金。1袋5千円が10袋5万円で、**10倍**。売買の最も基本の部分である。
- **評価**：まず**主観的因果性**——この**錯誤**がなければAは発注しなかった。次に**客観的**重要性****——通常人でも10倍の数量で発注はしない。よって「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要**」といえる。
- **結論**：②〇。

文章で書くと——当該**錯誤**は売買契約の目的物の個数及び代金という、売買契約の基本的な事項に関するものであって、その間違いも10倍と大きい。ゆえに、Aは**錯誤**を知っていれば意思表示をせず（**主観的因果性**）、通常人も同様であると考えられる（**客観的**重要性****）。したがって、「その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なものである**」（95条1項柱書）場合に当たる。

※採点ポイントは二段で書くこと。主観的因果性だけだと薄い。客観的**重要性**まで当てて絞る。

あてはめ③ 重過失 [ここが本番]

③ 重過失（本番）＝消極要件・証明責任・例外2つ

- 95条3項柱書「錯誤が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、…取消しをすることができない」

重過失は消極要件＝あると原則取り消せない

■ 本件のあてはめ

- 桁の打ち間違いは**わずかな注意で防げた＝重大な過失あり** → 原則×

■ 証明責任＝重過失は取消しを争う相手方Bが証明する（大判大7・12・3）

■ 例外（3項各号）＝重過失でも取り消せる

- 一 相手方が**錯誤を知る/重過失で知らない** / 二 **共通錯誤**

→ 本件Bは善意の通常業者＝例外なし → Aは取り消せない

- （発展）ネット発注は電子消費者契約法3条で重過失の壁が外れる特別あり→但し本件Aは**事業者**（開業準備の業務用発注）＝**消費者特則の射程外**で結論不変

ここが受験生の関門。重過失は**消極要件**——あると原則、取り消せない。

- **事実**：Aは数量という基本部分を、少し確認すれば防げたのに桁を打ち間違えた。
- **評価**：これは著しい不注意＝**重大な過失**。不注意な表意者まで救うと、信じた相手方が害される。
- **例外の検討**：3項各号——(1) BがAの錯誤を知り／重過失で知らなかったか、(2) BもAと同じ勘違いをしていたか（共通錯誤）。Bは打ち間違いを知らない通常の業者で、**いずれにも当たらない**。重過失の証明責任は取消しを争う**相手方B**にあるが、Aの重過失自体は事実から明らか。
- **結論**：③×（原則どおり取消しを妨げる）。**Aは取り消せない**。

文章で書くと——Aの錯誤は売買契約の基本的な事項に関するものであるから、Aには著しい不注意があり、「重大な過失」があるといえる（95条3項柱書）。もっとも、相手方Bが錯誤を知っていたか知らないことにつき重過失であるとき、または共通錯誤があるときは、Aに重過失があってもなお取り消しうる（同項各号）。本件のBは打ち間違いを知らない通常の業者であり、

いずれの例外にも当たらない。よって原則どおり、Aは取り消すことができない。

コツ：③では「重過失あり→取消し不可」で止めず、**3項各号の例外を必ず潰す**。本件は例外に当たらないことまで書いて、はじめで結論が確定します。

👉 完成答案（フル全文・主役事例）

【事例】 カフェ開業準備中のAは、卸売業者Bの発注フォームで業務用コーヒー豆を1袋（2キロ・5千円）注文するつもりだったが、数量欄に「1」と入れるつもりで誤って「10」と入力し、気づかないまま送信した。Bはこれを承諾し、10袋・5万円を請求している。Bは打ち間違いを知らない通常の業者である。Aは「1袋のつもりだった」として取り消したい。

第1 AB間に売買契約が成立するか（意思表示の解釈）

1 問題の所在 Aは「1袋」のつもりで「10袋」と表示しており、表示と内心が食い違う。意思表示の内容を表示・内心のいずれで確定し、そもそもAB間に契約が成立するかが問題となる。

2 規範 意思表示の内容は、原則として表意者の内心とは無関係に、**表示行為の客観的な解釈**によって決する。内心で決すると相手方の信頼を害し、誤って表示した表意者はその不利益を甘受すべきだからである。ただし、両当事者がこれと異なる共通の内心の意思を有していた場合は別である。

3 あてはめ 本件フォームの「10袋」は、客観的には10袋・5万円の申込みとしか読めず、Bもそう信頼している。これと異なる内心を有していたのはAのみで、Bは共通の内心を有しないから、ただし書には当たらない。

4 結論 よって契約内容は10袋・5万円に確定し、A B間に売買契約(555条)が成立する(522条1項)。効果意思を欠く表示も原則として有効であり、Aの救済は95条の錯誤に一本化される。

第2 Aは錯誤(95条)を理由に取り消せるか

1 問題提起 成立した売買契約について、Aは数量を誤って表示しているから、表示の錯誤(95条1項1号)による取消しが認められないかが問題となる。

2 規範 表示の錯誤(95条1項1号)による取消しが認められるのは、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤があり、②その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要であり(=その錯誤がなければ表意者は意思表示をせず〔主観的因果性〕、かつ通常人もしなかったといえる〔客観的重要性〕)、③表意者に重大な過失がないときである。③は消極要件であり、重過失があれば原則として取り消せない。もっとも、相手方が錯誤を知りもしくは重過失で知らなかったとき、ま

たは相手方が同一の錯誤に陥っていたとき(共通錯誤)は、なお取り消せる(3項各号)。重過失の存在は、取消しを争う相手方が証明する。

3 あてはめ

(1) ①意思表示に対応する意思を欠く錯誤

Aは1袋を頼む意思で「10袋」と表示し、その食い違いに気づいていないから、表示に対応する効果意思を欠く(95条1項1号の表示の錯誤)。本件は1号事案ゆえ、2項の表示要件は不要である(①充足)。

(2) ②重要性 錯誤は数量・代金という売買の基本部分に及び、1袋5千円が10袋5万円と10倍に達する。この錯誤がなければAは発注せず(主観的因果性)、通常人も10倍の数量で発注しない(客観的重要性)から、重要といえる(②充足)。

(3) ③重過失

ア 原則 数量という基本部分の確認を怠り桁を打ち間違えたのは著しい不注意=重大な過失であり、原則として取り消せない。

イ 例外(3項各号)の検討 もっとも、Bは打ち間違いを知らない通常の業者であり、相手方の悪意・重過失(3項1号)にも、共通錯誤(同2号)にも当たらない。よって例外は認められず、取り消すことはできない(③不充足)。

4 結論 よって、Aは95条による取消しをすることができず、Bの5万円の代金請求が認められる。なお、BがAの錯誤を知り(もしくは重過失で知らず)、または共通錯誤であれば、Aは取り消すことができ、契約は遡及的に消滅して(121条)請求は認められない。

完成答案 意思表示の解釈と錯誤（通しで読む）

Bの請求の正体

Bの5万円請求＝売買の代金債権（555条）。契約は申込み＋承諾で成立（522条1項）。

問1 意思表示の解釈

表示と内心がズレても表示行為の客観的解釈で決する（共通の内心なし）→10袋・5万円の契約が成立。

規範（問2＝錯誤）

①意思を欠く錯誤②重要（主観的因果性＋客観的重要性）③重過失なしで取消し可（95条1項1号・3項）。

あてはめ（①→②→③）

①1袋の効果意思を欠き、気づかず「10袋」と表示＝1号の錯誤（①○）。

②数量・代金が10倍＝主観的因果性＋客観的重要性で重要（②○）。

③桁の打ち間違い＝重大な過失あり。Bは善意で例外なし（③×）。

第3 結論

Aは取り消せず、Bの5万円請求が認容。ただしBが悪意/重過失・共通錯誤なら取消し可（121条で遡及的消滅）。

錯誤の効果①〔取消権 → 遡及的無効（121条）〕

錯誤の効果① | 取消権 → 遡及的無効（121条）

要件を満たすと取消権が発生（95条1項） ※「無効」とは違う

■ 無効 ↔ 取消し（混同に注意）

- 無効＝初めから当然に無効・誰でも主張できる・期間制限なし
- 取消し＝いったん有効・取消権者（120条）だけが取消し・期間は126条
 - 121条「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす」

| → 取消し＝遡及的無効（取消時からでなく、初めにさかのぼる）

本件のAは取り消せなかったが、例外で取り消せたら何が起きるかは必ず書けるようにする。

- 95条で発生するのは「取消権」。「無効」ではなく「取り消すことができる」——最初から無効ではない。

- 無効と取消しの違い：無効＝初めから当然に無効・誰でも主張でき・期間制限なし。取消し＝いったん有効で、取消権者（120条）だけが取り消して初めて効力を失わせる・期間は126条で制限（追認できる時から5年／行為時から20年）。
- 取り消すと121条——「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。」

＝遡及的無効（取消し時点からではなく、さかのぼって初めから無効）。

錯誤の効果②〔契約の遡及無効 → 原状回復（給付利得）〕

錯誤の効果② | 契約の遡及無効 → 原状回復（給付利得）

取消し → 意思の合致が消える → 契約も遡及的に無効

- 債権債務の発生・所有権移転もさかのぼって失効 → Bの代金債権も消える

■ すでに代金支払・引渡しが進んでいたら（給付の返還）

- 121条の2第1項「無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う」

- 給付を返す場面の不当利得＝給付利得。原状回復請求権はその一類型

意思表示を取り消すと、契約へ波及する。

- 契約は申込みと承諾の合致で成立した。取消しで一方の意思表示が消えると、意思の合致も消滅する。
- だから契約もさかのぼって無効になり、契約に基づく債権債務の発生・所有権の移転も遡って効力を失う（Bの5万円の代金債権も、その根拠を失って消える）。
- すでに代金支払・引渡しが済んでいたら、給付の根拠が初めから無かったことになる

ので、履行した者は不当利得の返還請求権を取得する。条文は121条の2第1項――

「無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。」

- この給付を返す場面の不当利得を「給付利得」と呼び、原状回復請求権は給付利得の一類型である。

動機の錯誤〔基礎事情の錯誤（2号・2項）〕

動機の錯誤① | 効果意思は一致・「動機」がズれる (95条1項2号)

■ 別設例：Aは「1袋」と正しく注文（数量の誤りはない）

- ただし豆を「オーガニック認証つき」と思い込み → 実際は認証なし

▶ 効果意思（1袋を買う）と表示「1袋」は一致 → これは1号ではない

- 95条1項2号「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」

■ 本件のあてはめ（生の事実→評価→該当）

- Aが基礎とした事情＝「認証つき」との認識が、実際は認証なしで真実に反する

▶ → 95条1項2号の基礎事情の錯誤にあたる（ただし取消しには2項の追加要件が必要＝次へ）

ここまでは1号（表示の錯誤）＝効果意思と表示がズれる型だった。ズれるのが「動機」のこともある（発展）。

- 別設例：今度のAは数量を間違えず「1袋」と正しく注文した。ただ、その豆を「オーガニック認証つき」だと思い込んで注文していた（実際は認証のない普通の豆だった）。
- 「1袋を買う」効果意思と「1袋」の表示は一致しているから、1号の表示の錯誤ではない。ズれているのは買う「理由」＝動機だけ。
- 法律行為の基礎とした事情の認識が真実に反する＝2号の動機の錯誤。
- ただし動機は相手から見えないので、取消しには追加要件がつく。95条2項——「前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされることが表示されていたときに限り、することができる。」つまり「オーガニックだから買う」と伝えていれば取り消せる／黙って思っただけなら取り消せない（趣旨＝相手方の信頼保護）。
- 見分け方：まず効果意思のズレ（1号）か、動機のズレ（2号）かを区別する。2号

なら2項の「表示」要件が一段加わる。

★コア規範（逐語で覚えるのはここだけ）

表示の錯誤（95条1項1号）は、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤が、②法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要（＝主観的因果性＋客観的重要性の二段）で、③表意者に重大な過失がないとき取り消せる。③は消極要件で、重過失があれば原則不可。ただし相手方の悪意・重過失または共通錯誤のときはなお取り消せる（3項各号）。重過失の証明責任は相手方。

🔑 復元キー（趣旨から再構成する鎖）

1. 二段の問い＝問1 意思表示の解釈（成立するか）／問2 錯誤（取り消せるか）。
2. 解釈＝表示と内心のズレは表示行為の客観的解釈で決する（趣旨＝相手方の信頼＋表意者の不利益甘受）。ただし共通の内心があれば別。効果意思を欠く表示も原則有効 → 救済は95条へ。

3. 95条1項＝①意思を欠く錯誤 ②重要 ③重過失なし（条文を引くだけ）。1号事案は2項不要。
4. 重要性＝主観的因果性＋客観的重要性の二段で絞る。
5. ③重過失＝消極要件・原則取消し不可／例外は相手方の悪意重過失・共通錯誤（3項各号）／証明責任は相手方。

短答ひっかけ

- 表示の錯誤（1号）では2項の「表示」要件は不要（2項は2号＝動機の錯誤の話）。
- 重要性は主観的因果性だけでは足りない——客観的重要性も要る（二段）。
- 重過失があると原則取消し不可。例外は3項各号の2つだけ（相手方の悪意・重過失／共通錯誤）。
- 重過失の証明責任は相手方（取消しを争う側）。表意者が「重過失なし」を立証するのではない。
- 効果意思を欠く表示も原則有効＝まず契約は成立し、救済は錯誤（95条）へ一本化する。
- 95条の効果は「無効」ではなく「取消権」＝取り消すまでは有効（取消権者は120条、期間は126条）。取り消すと121条で遡及的無効。
- 取消し→契約も遡及無効→既履行は不当利得（給付利得）の返還＝原状回復（121条の2第1項）。原状回復請求権は給付利得の一類型。
- 1号と2号の見分け：効果意思と表示がズれる＝1号（表示の錯誤）／効果意思は表示と一致し動機がズれる＝2号（動機の錯誤）。2号は2項の「表示」要件が追加で要る。

参照条文：民法95条1項～3項・120条・121条・121条の2第1項・126条／555条・522条1項（e-Gov 現行正文）／重要性の二要件（主観的因果性＋客観的重要性）と重過失の証明

責任は、改正前「要素の錯誤」の判例法理（大判大正7年10月3日・大判大正7年12月3日）が現95条1項に承継されたもの。

論文の型

- この回全体が論文の型の演習です。問1＝意思表示の解釈（表示行為の客観的解釈で契約の成立を確定）→問2＝錯誤（95条）（①意思表示に対応する意思を欠く錯誤→②重要性〔主観的因果性＋客観的重要性〕→③重過失〔消極要件・3項各号の例外まで潰す〕）を順に当てはめ、完成答案を組み立てる流れがそのまま論文の型です。フル論証は本文「👉 完成答案」を参照。

今日の地図（保存版）

- テーマ：表示の錯誤（95条1項1号）を主役事例に当てはめ、取消しの可否と効果まで答案にする実演。
- 二段の問い：問1＝契約は成立するか（意思表示の解釈）／問2＝錯誤で取り消せるか（95条）。
- 問1 解釈：表示と内心のズレは表示行為の客観的解釈で決する（趣旨＝相手方の信頼＋表意者の不利益甘受）。ただし共通の内心があれば別。効果意思を欠く表示も原則有効→救済は95条へ一本化。
- ★コア規範：①意思表示に対応する意思を欠く錯誤、②重要（主観的因果性＋客観的重要性の二段）、③表意者に重大な過失がないこと。③は消極要件で、重過失があれば原則取消し不可。ただし相手方の悪意・重過失または共通錯誤ならなお取り消せる（3項各号）。重過失の証明責任は相手方。
- ③重過失（本番）：「重過失あり→不可」で止めず、3項各号の例外を必ず潰すまで書いて結論が確定する。
- あてはめの公式：生の事実を拾う → その事実を評価する → 要件に当てる（○か×）。

- 効果：取り消せると**取消権**→121条で**遡及的無効**→契約も遡及無効→既履行は**原状回復**（給付利得・121条の2第1項）。
- 発展（**動機の錯誤**）：効果意思は一致し**動機がズレる**=2号。取消しには2項の「**表示**」要件が追加で要る。
- **主役事例の結論**：Aは数量の桁を打ち間違えた重過失があり、Bは3項各号の例外にも当たらないため、**95条による取消しはできない**（Bの5万円請求が認められる）。

今回は**第三者保護**（95条4項）を、詐欺（96条3項）とセットの別の論文回で実演します。